

知床世界自然遺産地域科学委員会設置要綱（案）

（目 的）

第1条 世界自然遺産に登録された知床の自然環境を把握し、科学的なデータに基づいて陸域と海域の統合的な管理に必要な助言を得るため、学識経験を有する者等による委員会を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1）世界自然遺産地域の保護管理に関する事項
- （2）保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- （3）その他目的達成のために必要な事項

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員、オブザーバー、及び事務局をもって組織する。

（1）委員

- 1 学識経験を有する者等から事務局長が委嘱する者とする。
- 2 委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 委員長代理は、委員長を補佐し、必要に応じ、委員長の職務を代理する。

（2）オブザーバー

保護管理に関係する行政機関

（3）事務局

第5条第1項に定める行政機関

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。

- 2 年齢が70歳を超えるものを委員として選任しない。

（運 営）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員会は、必要な事項について検討を深めるため、委員会のもとに部会、ワーキンググループ、アドバイザー会議等を設置することができる。
- 4 委員会は、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。

2 事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。

3 事務局は、委員会の運営に必要な事務を処理する。

4 委員会、部会、ワーキンググループ又はアドバイザー会議等への委員等の出席に要する経費は、各会議の主たる事務局の負担により支払う。

(その他)

第7条 委員会は、世界自然遺産地域の適正な管理に資するため、知床世界自然遺産地域連絡会議及び知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議等との連携・協力を図る。

2 上記に定めのない事項で、委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

平成17年8月26日一部改正

平成17年10月1日一部改正

平成22年7月24日一部改正

令和元年8月19日一部改正

令和4年9月5日一部改正

令和5年8月29日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年 月 日一部改訂

(別紙)

○委員

愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 教授	<u>※委員長代理</u>
石川 幸男	弘前大学 名誉教授	
卜部 浩一	北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場さけます資源部	研究主幹
工藤 岳	北海道大学大学院地球環境科学研究院	准教授
小林 万里	東京農業大学生物産業学部海洋水産学科	教授
佐藤 喜和	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類	教授
中村 太士	北海道大学 名誉教授	<u>※委員長</u>
西岡 純	北海道大学低温科学研究所	教授
牧野 光琢	東京大学大気海洋研究所	教授
板谷 和彦	北海道立総合研究機構中央水産試験場	資源管理部長
山村 織生	北海道大学大学院水産科学研究院	准教授
綿貫 豊	北海道大学 名誉教授	

以上、五十音順

○オブザーバー

斜里町
羅臼町
国土交通省北海道開発局

○事務局

環境省釧路自然環境事務所
林野庁北海道森林管理局
北海道